

協議第 3 1 号

各種福祉制度の取扱いについて（その2）

各種福祉制度の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

各種福祉制度の取扱いについて

- 1 各種福祉制度のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 敬老の集い
 - ・ 敬老祝品支給等
 - ・ 災害見舞金等
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ・ 乳幼児医療費助成

平成 1 9 年 7 月 3 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（各種福祉制度）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
31		各種福祉制度の取扱い				
	1	熊本市優待証	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	生きがい推進事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	夏休み障害児・家族支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	母子家庭等日常生活支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	敬老の集い	健康福祉部会	第4回		
	8	敬老祝品支給等	健康福祉部会	第4回		
	9	災害見舞金等	健康福祉部会	第4回		
	10	ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉部会	第4回		
	11	乳幼児医療費助成	健康福祉部会	第4回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	7 敬老の集い
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 開催日 9月下旬</p> <p>2. 会場 熊本市民会館（18年度は産業文化会館）</p> <p>3. 対象者 概ね60歳以上の高齢者</p> <p>4. 催物内容 一般高齢者体験発表 講演（講師：タレント） 婦人会アトラクション</p> <p style="text-align: right;">平成16年度決算 882千円 平成17年度決算 766千円</p>	<p>1. 開催日 9月第3月曜日（敬老の日）</p> <p>2. 会場 富合町公民館（アスパル富合）</p> <p>3. 対象者 70歳以上並びに金婚夫婦・ひとり金婚</p> <p>4. 催物内容 講演会 アトラクション 肥後にわか 等</p> <p style="text-align: right;">平成16年度決算 290千円 平成17年度決算 290千円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	8 敬老祝品支給等
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 敬老祝品</p> <p>①4月1日に本市の住民基本台帳に記録されている者で、本市に現に居住し当該年度に80歳、88歳及び101歳以上の年齢に達する者とする。</p> <p>②祝品の額 80歳、88歳及び101歳以上 3,000円相当の祝品</p> <p style="margin-left: 40px;">平成16年度 6,092人 平成17年度 5,781人</p> <p>2. 満百歳者表彰</p> <p>①満100歳の誕生日を迎える者</p> <p>②祝品の額 30,000円相当の祝品、熊本市名誉長寿証</p> <p style="margin-left: 40px;">平成16年度 88人 平成17年度 85人</p> <p>3. 金婚夫婦祝品 支給制度なし</p>	<p>1. 敬老祝金</p> <p>①9月1日に住民基本台帳に登録されたもので、かつ、本町に1年以上在住したもの。</p> <p>②祝金の額 88歳～ 一律 5,000円（毎年支給） 100歳到達者のみ 10,000円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成16年度 740人（80歳～） 平成17年度 765人（80歳～） 平成18年度 268人（88歳～） ※平成18年度から88歳以上支給</p> <p>2. 敬老祝品</p> <p>①100歳到達者</p> <p>②祝品の額 10,000円相当</p> <p style="margin-left: 40px;">平成16年度 0人 平成17年度 2人</p> <p>3. 金婚夫婦祝品 5,000円相当</p> <p style="margin-left: 40px;">平成16年度 14組 平成17年度 23組 平成18年度 18組</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	9 災害見舞金等
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況				調整の具体的内容
市町名	熊 本 市		富 合 町		
市町別内容	災害見舞金等		災害見舞金		合併時に熊本市の例により統合する。
	1. 弔慰金		1. 見舞金		
	①災害による死亡	1人につき 50,000円	①災害による死亡	1人につき 300,000円	
	2. 見舞金		2. 見舞金		
	①全壊・全焼	1世帯につき 20,000円	①全焼	1世帯につき 30,000円	
	②半壊・半焼	1世帯につき 10,000円			
	③床上浸水	1世帯につき 5,000円			
	④重傷	1人につき 7,000円			
	3. 支給件数		3. 支給件数		
		平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度
	・災害による死亡	3件	7件	0件	0件
	・全壊・全焼	33件	41件	6件	0件
	・半壊・半焼	70件	10件		
	・床上浸水	3件	0件		
	・重傷	0件	2件		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	10 ひとり親家庭等医療費助成事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>1. 助成対象者 ひとり親家庭の親（養育する児童が20歳の誕生日まで） 児童（18歳以降の最初の3月31日までの間にある者）</p> <p>2. 助成額 1月に1つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の3分の2を助成</p> <p>3. 助成方法 現物給付、償還払い</p>	<p>母子家庭の医療費の一部を助成することにより母子家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>1. 助成対象者 母子家庭の母（養育する児童が20歳の誕生日まで） 児童（18歳以降の最初の3月31日までの間にある者）</p> <p>2. 助成額 熊本市に同じ</p> <p>3. 助成方法 償還払い</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	1 1 乳幼児医療費助成 ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容																					
市町名	熊 本 市	富 合 町																						
市町別内容	<p>1. 対象者 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって熊本市に現に居住している乳幼児。</p> <p>2. 自己負担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 30%;">保険診療内容</th> <th style="width: 30%;">無料</th> <th style="width: 40%;">500円負担</th> </tr> <tr> <td>医科(入院・通院)</td> <td>2歳まで</td> <td>3歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>4歳まで</td> <td>5歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1医療機関で1ヵ月の医療費を自己負担(入院・通院別、旧総合病院では科目ごと)</p> <p>3. 支給方法 現物・・・市内の医療機関で診療を受けた場合 償還・・・①1ヶ月に一つの医療機関で入院通院別で一部負担金が21,000円以上のとき。 ②市外で診療を受けたとき。 ③熊大病院(入院・通院)国立熊本病院(入院)で診療を受けたとき。 ④育成医療に係る一部負担金。 ⑤治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合の一部負担金。</p>	保険診療内容	無料	500円負担	医科(入院・通院)	2歳まで	3歳～就学前まで	歯科	4歳まで	5歳～就学前まで	保険薬局	就学前まで		<p>1. 対象者 国民健康保険法又は社会保険法による被保険者又は被扶養者であって富合町に住所を有する乳幼児。</p> <p>2. 自己負担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 30%;">保険診療内容</th> <th style="width: 30%;">無料</th> <th style="width: 40%;">1,000円負担</th> </tr> <tr> <td>医科(入院・通院)</td> <td>2歳まで</td> <td>3歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科、保険薬局</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1ヵ月の医療費を自己負担</p> <p>3. 支給方法 償還払い</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">次頁へ続く</p>	保険診療内容	無料	1,000円負担	医科(入院・通院)	2歳まで	3歳～就学前まで	歯科、保険薬局			<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
保険診療内容	無料	500円負担																						
医科(入院・通院)	2歳まで	3歳～就学前まで																						
歯科	4歳まで	5歳～就学前まで																						
保険薬局	就学前まで																							
保険診療内容	無料	1,000円負担																						
医科(入院・通院)	2歳まで	3歳～就学前まで																						
歯科、保険薬局																								

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	1 1 乳幼児医療費助成 ②
調整方針			

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>4. 償還払いの方法 乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付。 レシートは不可。 診療日の翌日より1年間有効。 支払いは口座振込み。(郵便局以外の口座)</p> <p>5. 償還支払い日 毎月、月末締め翌月20日支払い。</p> <p>6. 所得制限 無し</p>	<p>4. 償還払いの方法 乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付。 レシートは不可。 診療日の属する月の月末から起算して1年間有効 支払いは口座振込み。(郵便局以外の口座)</p> <p>5. 償還支払い日 毎月15日締め月末支払い。</p> <p>6. 所得制限 無し</p>	